

自治体名(豊川市)懇談日時 10月21日(火曜) 午前・午後 1時30分～2時30分懇談会場 豊川市防災センター市民研修室 ※会場が確定している場合はご記入ください。

2025年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

【1】自治体DX推進 担当課(情報政策課)電話(0533-89-2128)FAX(0533-89-2168)メールアドレス(joho@city.toyokawa.lg.jp)

- (1) 情報システムの標準化にあたって国がシステム移行の完了期限を2025年度としているもとの見通し
 すべての標準化対象事務で期限までに移行できる 期限までの移行は困難
 わからない

※期限までの移行が困難またはわからない場合、その理由をご記入ください。

標準化対象20業務のうち、一部の業務においてパッケージベンダーの開発遅延が見込まれるため。

- (2) 情報システムの標準化にあたっての自治体独自施策についての考え方
 独自施策はこれまでどおり実施する 施策の見直し・廃止を検討している
 その他()
 ※施策の見直し・廃止を検討している場合、その理由、対象となる施策、見直し内容等を具体的にご記入ください。

(理由)

(見直し・廃止の対象となる具体的な施策と見直しの内容)

- (3) 情報システムの標準化にあたっての費用負担

①システム標準化への移行に必要な経費(イニシャルコスト)

- 国からの補助金の範囲で移行可能 自治体で財政負担が発生
 把握していない

※自治体で財政負担が発生する場合の概算額をご記入ください。具体的な額が不明な場合には「積算中」と記入してください。()円

②システム利用料やガバメントクラウド利用料等の運用経費(ランニングコスト)

- 不変または低減 増加する見込み 把握していない

※増加する見込みの場合の概算額をご記入ください。具体的な額が不明な場合には「積算中」と記入してください。移行前(160,252千)円 → 移行後(積算中)円

- (4) ガバメントクラウド(国が整備する全国統一の共通クラウド基盤)について

①ガバメントクラウドの利用

- ガバメントクラウドを利用 検討中 独自のクラウドを利用
 その他()

※クラウドとはアプリケーション・データなどをインターネット上で管理・保存・利用するサービスのこと

②ガバメントクラウドを利用する場合の理由 ※該当する全部を選択してください。

- 既存のシステムよりも運用経費が安い 既存のシステムよりも使いやすい
 既存のシステムよりも安定している 国の推奨 ベンダの選択または推奨
 その他()

※ベンダとはシステムやソフトウェアの販売会社のこと

③SaaSの利用

- SaaSを利用 検討中 利用する予定はない
 その他()

※SaaSを利用または検討中の場合、利用する部局や職務を具体的にご記入ください。

※SaaSとはインターネット上で提供され、利用できるソフトウェアのこと

(5) 標準準拠システム移行後の懸念

- () 担当者への負担の集中 () 職員のシステム利用の利便性低下
- () デジタル人材の採用・育成 () ベンダの確保 (○) 運用費の増大
- () 住民サービスが向上しない、または低下する () その他()

(6) 情報システム標準化にあたっての業務への影響

- () 一部業務に遅滞等の影響が出ている () 業務全般に遅滞等の影響が出ている
- () 特に影響はない (○) 把握していない

(7) デジタルデバインド(情報格差)への対策

※従来の紙による窓口での申請や、窓口・電話での問合せ・相談の受付を基本とすることは前提です。そのうえで、すべての住民が平等に情報や福祉にアクセスできるための対応についてお聞きします。

※該当する箇所に○をご記入ください。

	実施	検討中	予定なし
手続きのフォローのための窓口への人員配置			○
通信機器による情報入手・利用できない住民への紙による広報	○		
スマートフォン講座・相談会等の開催	○		
高齢者デジタルサポーターの養成			○
その他()			

【2】1. 介護保険・高齢者福祉 担当課(介護高齢課) 電話(0533-89-2173) FAX(0533-89-2137)
メールアドレス(kaigokorei@city.toyokawa.lg.jp)

(1) 介護給付費準備基金・繰越金等【広域連合】

① 第9期介護保険事業計画の保険料(第1号被保険者)を決めるに際し、取り崩した前期の介護給付費準備基金の状況についてご記入ください。

2023年度末の準備基金残高 (計画決定時点での見込み) (A)	第9期保険料策定にあてて 取り崩した準備基金(B)	取り崩し割合<(B)/(A)> (小数点第1位まで)
5,573,915,000 円	4,351,000,000 円 ※計画決定時点での第9期中取崩し計画額	78.1 %

② 次年度繰越金・準備基金保有高

質問項目	2022年度末	2023年度末	2024年度末
第1号被保険者数 (A)	207,283 人	207,890 人	207,795 人
次年度決算繰越金 (B)	1,502,273,057 円	792,010,670 円	363,116,955 円
1人当たり繰越金 (B)/(A)	7,247 円	3,810 円	1,747 円
年度末準備基金保有額 (C)	6,149,721,669 円	6,584,075,771 円	6,745,607,879 円
繰越金+基金保有額(D)	7,651,994,726 円	7,376,086,441 円	7,108,724,834 円
1人当たり「繰越金+基金保有額」(D)/(A)	36,916 円	35,481 円	34,210 円

(2) 介護保険料の独自減免制度【広域連合】 → 2024年4月以降の変更は ()ある (○)ない

① 低所得者への保険料減免制度

- 1) 保険料の市町村独自の低所得者への減免制度がありますか。
(○)ある ()ない
- 2) 低所得者減免がある場合、その内容をご記入ください。(2025年4月1日現在)
・減免対象の規定(所得段階区分等)の内容

<p>1. 対象者要件 所得段階が第3段階で、次の①から⑥のいずれにも該当する方 ①市町村民税を課税されている方と生計を同じくしていないまたはその方から生活援助を受けていないこと。 ②課税世帯の方の市町村民税の控除対象者となっていないこと。 ③自らの居住の用に供する土地、家屋以外の土地または家屋を所有していないこと。 ④介護保険料を滞納していないこと。 ⑤健康保険の被扶養者となっていないこと。</p>

⑥世帯の前年の収入が120万円（世帯員が1人増えるごとに35万円を加算）以下であること。
2. 減免額
第2段階の保険料年額へ減額

- ・保険料の全額免除はありますか。 (○)ない ()ある
- ・資産保有による制限はありますか。 ()ない (○)ある
- ・保険料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 (○)ない ()ある
- ・申請は必要ですか。 (○)必要 ()不要

3) 低所得者減免がある場合、その実績をご記入ください。【広域連合】

質問項目	2023年度	2024年度
保険料減免件数	2件	2件
保険料減免の金額実績	23,952円	23,664円

②収入減少を理由にした保険料減免制度

1) 収入減少を理由にした保険料減免制度がありますか。(コロナ特例減免は除く)

(○)ある ()ない

2) ある場合、2025年4月1日現在の内容をご記入ください。(コロナ特例減免は除く)

1. 対象者要件
 次の①から③までの要件のいずれかに該当する方で、減免の申請をした日の属する年における合計所得金額世帯合算額の見積額とその前年における合計所得金額世帯合算額に対する割合が10分の5未満の方、かつ減免の申請をした日の属する年の前年（1月から3月の場合は前々年）における合計所得金額世帯合算額が300万円以下の方
 ①主たる生計維持者が死亡したとき、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことによりその者の収入が著しく減少したとき。
 ②主たる生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。
 ③主たる生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したとき。
2. 減免内容（金額・割合）
 減免の申請をした日以後6月以内に到来する普通徴収の納期限又は特別徴収対象年金給付の支払が行われる日に係る保険料のうち、減免の申請をした日が属する年度中の普通徴収の納期限又は特別徴収対象年金給付の支払が行われる日に係る保険料の10分の5に相当する額

3) ある場合、その実績をご記入ください。(コロナ特例減免は除く)

質問項目	2023年度	2024年度
保険料減免件数	7件	3件
保険料減免の金額実績	140,676円	72,734円

(3) 保険料滞納の状況と処分件数について

質問項目		2023年度	2024年度
保険料滞納者数	保険料滞納者実人数	3,142	3,165
	保険料滞納者延べ件数	(調定件数) 19,810	(調定件数) 19,350
保険給付の制限	償還払い人数	33	41
	保険給付の一時差し止め人数	0	0
	3割負担人数	70	56
財産差押え	差押え実人数	23	2
	差押え件数合計	31	2

(4) 介護保険利用料の独自減免制度【広域連合】 → 2024年4月以降の変更は ()ある(○)ない

①利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

()ある → 実施年月()年()月 (○)ない

②市町村独自の利用料減免がある場合、その内容をご記入ください。(2025年4月1日現在)

1) 減免対象の規定(所得段階区分等)の内容

--

- 2) 訪問介護利用料の助成割合 ()
- 3) 居宅サービス利用料の助成割合 ()
- 4) 施設サービス利用料の助成割合 ()
- 5) 利用料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 ()ない ()ある
 ※一般会計から直接支給している場合も「ある」としてください。

③低所得者減免がある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2023年度	2024年度
利用料減免件数	件	件
利用料減免の金額実績	円	円

(5) 介護保険施設、グループホーム入所者等への食費・居住費の助成制度 **【広域連合】**

①介護保険施設、介護付き有料老人ホーム、グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度がありますか。

(○)ある → 実施年月(2018)年(4)月 ()ない

②ある場合、その内容をご記入ください。(2025年4月1日現在)

グループホームの入居者のうち、家賃・食材料費・光熱水費の費用負担が困難な低所得者に負担軽減を行う事業所に対し、入居者1人あたり1日500円の助成を行うものです。

(6) 総合事業 **【広域連合】** ただし、②のうち通所型サービスCは **【豊川市回答】**

①総合事業の「事業対象者」数をお答えください。(1,084)人

②総合事業の事業所数・利用人数

※事業所数は各年4月1日現在、利用者数は月平均(2025年度は4～6月の平均)をご記入ください。

サービス	事業所数		利用人数	
	2024年	2025年	2024年	2025年
現行の訪問介護相当の訪問介護	105	108	1,757	1,725
生活支援型訪問A(緩和した基準)	21	23	67	55
現行の通所介護相当の通所介護	247	248	4,303	4,388
通所型サービスA(緩和した基準)	29	28	376	362
通所型サービスC(短期集中予防)	4	4	6.75	7

(7) 特別養護老人ホームの待機者について ※人数は名寄せしてご記入ください。

【広域連合】 ただし、③特養の申し込み対応は **【豊川市回答】**

①特別養護老人ホームの待機者(要介護3以上)は、何人ですか。(255)人(2023年1月現在)

②要介護1、2の入所者数、待機状態にある人を把握していますか。

(○)把握している → 入所者数(191)人 待機者数(18)人 (2023年1月現在)

()把握していない

③特別養護老人ホームの入所者の申し込みにあたって貴自治体の対応(該当に○印を)

()自治体の窓口でも相談・受け付け業務を行っている

()行政区内の施設から情報を定期的に得ている

(○)当該施設に任せており、対応はしていない

(8) 施設サービス基盤整備 **【広域連合】** ただし、②サ高住等の設置状況は **【豊川市回答】**

①特別養護老人ホーム等の整備状況について

※()カッコ内には新規施設数、新規定員数を再掲してください。

	第9期(～2026年度)		2024年度			
	計画		計画		実績	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
特別養護老人ホーム	57 (2)	3,304 (58)	55 (0)	3,286 (0)	55 (0)	3,246 (0)
介護老人保健施	17	1,569	17	1,569	17	1,569

設	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
認知症グループホーム	79 (5)	1,413 (90)	74 (0)	1,323 (0)	74 (0)	1,323 (0)
特定施設入居者生活介護事業所	13 (0)	659 (0)	14 (0)	659 (0)	13 (0)	659 (0)

※特別養護老人ホームについては、地域密着型施設を含む。

②サービス付き高齢者住宅等の設置状況について(2025年3月末現在)【豊川市】

	施設数	定員
サービス付き高齢者住宅	5	159
住宅型有料老人ホーム	22	715

(9)介護施設の夜勤形態について【広域連合】

①介護施設の夜勤形態について把握をしていますか。

(○)把握している ()把握していない

②職員の夜勤時の就労形態はどのようになっていますか。施設種別ごとにご記入ください。

	設置施設数	2交替(12時間以上の長時間)夜勤	3交替夜勤	2交替と3交替が混在	その他
特別養護老人ホーム	54	32	13	3	5
介護老人保健施設	17	15	1	0	1
グループホーム	69	38	8	2	19
小規模多機能	13	不明	不明	不明	不明
看護小規模多機能	6	不明	不明	不明	不明
短期入所	74	不明	不明	不明	不明

※調査時点(2023年1月)において、設置済み施設からの回答分を集計。

③上記施設の内、夜勤配置人員が1人になる場合がある施設数をご記入ください。(たとえ1病棟・1フロア・1ユニットであっても、実態があれば数えてください。なお、同じシフトで働くスタッフの休憩時に1人になる場合も含まれます。)

	2交替(12時間以上の長時間)夜勤	3交替夜勤	2交替と3交替が混在	その他
特別養護老人ホーム	25	11	2	2
介護老人保健施設	9	1	0	1
グループホーム	28	5	0	16
小規模多機能	不明	不明	不明	不明
看護小規模多機能	不明	不明	不明	不明
短期入所	不明	不明	不明	不明

※特別養護老人ホームについては、地域密着型施設を含む。

(10)次期(第10期)介護保険事業計画策定委員会【広域連合】

①計画策定委員会の公開 (○)公開する ()公開しない ()未定

②計画策定委員の公募枠 (○)ある → 公募枠(1)人 ()ない ()未定

(11)高齢者福祉施策【豊川市】

①加齢性難聴者への補聴器助成を実施する予定はありますか？すでに実施済みの場合、事業名、対象者、助成額、助成実績をご記入ください。

()予定がある ()年 月から ()検討中 ()予定がない

(○)実施中

事業名	対象者	助成額	2024年度助成実績 (人数・金額)
豊川市難聴高齢者補聴器購入費助成事業	・申請日時時点で、市内に住所を有している65歳以上の方	上限30,000円	未実施

() 自動的には送付していない

③65歳以上高齢者の認定書の発行要件(複数回答可)

() 要支援2以上は基本的に該当する

() 要介護1以上は基本的に該当する

() 障害高齢者自立度(**A1**)以上は基本的に該当する →要介護要件 ()ある ()なし

※要介護要件がある場合は、(**要介護1**)以上

() 認知症高齢者自立度(**IIa**)以上は基本的に該当する →要介護要件 ()ある ()なし

※要介護要件がある場合は、(**要介護1**)以上

() その他、次のような基準で判断している()

2. 国民健康保険 担当課(**保険年金課**)電話(0533-89-2118)FAX(0533-89-2127)

メールアドレス(hokennenkin@city.toyokawa.lg.jp)

担当課(**収納課**)電話(0533-89-2162)FAX(0533-89-2299)

メールアドレス(shuno@city.toyokawa.lg.jp)

(1) 国保保険料(税)等について

① 国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)と法定外繰入について

	区分	定義	2024年度	2025年度
保険料・税率	所得割	旧但し書き額	× (9.6)%	× (9.6)%
	資産割	固定資産税額	× ()%	× ()%
	均等割	加入者1人につき	44,000 円	45,400 円
	平等割	1世帯につき	30,300 円	30,800 円
1人当たり調定額(平均保険料) ※予算額			106,766 円	110,953 円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額			予算 2,553 円	予算 2,560 円
※2024年は予算・決算、2025年は予算			決算 2,445 円	

② モデルケース別の国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

No.	モデルケース	2024年度	2025年度	増減
1	夫婦(40歳代)・子ども(中学生1・高校生1)の4人世帯、給与所得200万円〈妻の年収0〉 ※2割軽減世帯	315,100 円	320,400 円	5,300 円
2	夫婦世帯(70歳代)、年金所得80万円(年金収入190万円)〈妻年収0〉 ※5割軽減世帯	94,500 円	96,200 円	1,700 円
3	単身世帯(70歳代)、所得0円 ※7割軽減世帯	14,900 円	15,300 円	400 円
4	単身世帯(20歳代)、給与所得100万円(給与収入155万円) ※軽減なし世帯	121,700 円	123,300 円	1,600 円

※資産割がある自治体の場合、資産税額は0円で算出してください。

③ 次年度繰越金・基金保有額

質問項目	2022年度末	2023年度末	2024年度末
被保険者数 (A)	32,174 人	30,451 人	29,121 人
次年度決算繰越金 (B)	959,897,045 円	728,503,433 円	574,721,170 円
1人当たり繰越金 (B)／(A)	29,835 円	23,924 円	19,736 円
年度末準備基金保有額 (C)	607,423,983 円	607,924,800 円	609,675,623 円
1人当たり保有額 (C)／(A)	18,879 円	19,964 円	20,936 円
繰越金+基金保有額(D)	1,567,321,028 円	1,336,428,233 円	1,184,396,793 円
1人当たり「繰越金+基金保有額」(D)／(A)	48,714 円	43,888 円	40,672 円

(2) 保険料(税)の市町村独自の減免制度

①市町村独自の低所得者減免 → 2024年4月以降の変更は ()ある (○)ない

1) 低所得者減免を実施していますか。 ※生活保護受給期間の減免は除く

(○)ある ()ない

2) 低所得者減免を実施している場合は、その要件と減免内容をご記入ください。

・ 7割軽減に該当する世帯
 ・ 以下のうち、2割・5割軽減に該当しない世帯
 ①世帯の前年の総所得金額等の合計額が 135万円+ (給与所得者等の数-1) × 10万円以下
 ②市民税非課税世帯

3) 低所得者減免を実施している場合、実績をご記入ください。

質問項目	2023年度	2024年度
保険料減免件数	7,274 件	7,135 件
保険料減免の金額実績	50,447,800 円	54,811,500 円

4) 低所得者減免に対する一般会計からの繰り入れはありますか。 ()ある (○)ない

※一般会計から直接支給している場合も「ある」としてください。

②市町村独自の子どもの均等割などの減免(就学前までの5割減免は除く)

1) 子どもの均等割保険料(税)の減免制度がありますか。

()ある ()検討中 (○)ない

2) ある場合、2025年4月1日現在の内容をご記入ください。

3) ある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2023年度	2024年度
保険料減免件数	件	件
保険料減免の金額実績	円	円

③収入減少を理由にした保険料(税)減免制度(コロナ特例減免は除く)

→ 2024年4月以降の変更は ()ある (○)ない

1) 収入減少を理由にした保険料(税)減免制度がありますか。

(○)ある ()ない

2) ある場合、2025年4月1日現在の内容をご記入ください。(コロナ特例減免は除く)

前年合計所得 **300万円未満**
 当年合計所得見込額
 当年合計所得見込額の減少要件割合 **3割**
 減免割合 所得割額の 最小(**2**)割～最高(**5**)割

3) ある場合、その実績をご記入ください。(コロナ特例減免は除く)

質問項目	2023年度	2024年度
保険料減免件数	3 件	4 件
保険料減免の金額実績	164,400 円	345,500 円

(3) 資格証明書・留め置き・差押え

①国保被保険者数・世帯数・滞納世帯数・資格証明書・留め置き世帯数等

質問項目	2024年6月1日	2025年6月1日
被保険者数	30,610	29,331
世帯数	20,394	19,806
滞納世帯数	1,734	1,343
資格証明書交付世帯数	8	4
特別療養費支給対象世帯数	219(短期保険証)	5
留め置き世帯数(※1)	12	0
未交付・未更新世帯数(※2)	144	0

※1・2は、国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数で、※1は「交付した保険証・短期保険証の留め置き世帯数」、※2は「保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付・未更新世帯数」

②資格証明書の交付または特別療養費の支給 (2025年6月1日現在)

資格証明書の交付または特別療養費の支給で独自に配慮している点がありますか。

- () 国の基準どおり実施している
- (○) 独自に配慮し、次の場合は対象から除外している
- (○) 高校生世代以下の子どもがいる世帯
- (○) 障害者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯
- () 病弱者のいる世帯
- () 次の場合は、対象から除外している

--

③保険料(税)滞納者への差押え等 [収納課]

1) 差押えの基準をご記入ください。 → 2024年4月以降の変更は ()ある (○)ない

国税徴収法、地方税法等関係法令を準用して対応している。

2) 以下の件数をご記入ください。

質問項目		2023年度	2024年度	
財産調査件数		不明	不明	
	差押え件数	275	219	
	内訳	件数		
		給与	40	28
		不動産	15	6
		預貯金	159	130
	生命保険(内学資保険)	39 (0)	37 (0)	
	その他	22	18	
競売による現金化		1	0	
徴収の猶予	申請件数	0	2	
	許可件数	0	2	
換価の猶予	申請件数	0	0	
	許可件数	0	0	
	職権件数	1	5	
滞納処分の停止	適用件数	57	89	
	内訳	件数		
		無資力	5	1
		生活保護	35	47
		生活困窮	0	0
	所在不明	3	7	
	その他	14	34	

(4) 一部負担減免制度

① 一部負担減免制度がありますか。

- (○)ある ()検討中 ()ない

② 相談・申請・適用の実績

質問項目	2023年度	2024年度
一部負担金の相談件数	1 件	0 件
一部負担金の申請件数	0 件	0 件
一部負担金減免の延べ件数	0 件	0 件
一部負担金減免の金額実績	0 円	0 円

(5) マイナ保険証登録率・利用率、資格確認書

① 国民健康保険加入者のマイナ保険証登録率・利用率 (2025年6月現在)

登録率 **68.28%** 利用率 **41.56%**

② 資格確認書の交付についての貴自治体の対応は。

- (○)マイナ保険証登録者には、要配慮者に限り資格確認書を交付する。
- ()全ての国民健康保険加入者に送付する。
- ()全ての国民健康保険加入者に交付できないか検討中。
- ()その他()

③資格確認書の交付などについて、困っていること、改善してほしいことなどがあればご記入ください。

- (6) 国保運営協議会 → 2024年4月以降の変更は ()ある (○)ない
- ①運営協議会の公開 (○)公開している ()公開していない
 - ②運営協議会議事録のホームページへの掲載 (○)掲載している ()掲載していない
 - ③運営協議会委員の被保険者枠は(4)人 そのうち、公募枠は (0)人

3. 生活保護・生活困窮者支援

(1)生活保護 担当課(**地域福祉課**)電話(0533-89-2151)FAX(0533-89-2137)
 メールアドレス(chiiki fukushi@city.toyokawa.lg.jp)

※生活保護利用者向けの説明パンフレット(生活保護のしおりなど)を添付してください。

①生活保護の相談件数、申請件数とその保護開始件数

質問項目	2023年度	2024年度
相談件数	307 件	313 件
申請件数	157 件	185 件
保護開始件数	144 件	172 件

②利用(受給)世帯数と人数

質問項目	2024年4月分	2025年4月分
世帯数	949 世帯	977 世帯
うち、外国人世帯数	60 世帯	62 世帯
人数	1,191 人	1,220 人
うち、外国人人数	93 人	96 人

※以下は市のみお答えください

③扶養照会

質問項目	2023年度	2024年度
1) 扶養照会したケース数	723 件	723 件
2) 扶養照会した扶養義務者数	1,889 人	1,855 人
3) 上記2)のうち金銭的援助が受けられるようになった扶養義務者数	7 人	6 人

④生活保護担当職員

1) ケースワーカーの人数

	正規職員数(内女性)	生保担当の 平均在任年数	非正規職員数(内女性)
2024年4月現在	12 人(2 人)	2 年 0 カ月	0 人(0 人)
2025年4月現在	12 人(1 人)	1 年 5 カ月	0 人(0 人)

※正規職員には暫定再任用職員(フルタイム)を含む

※非正規職員をケースワーカーとして配置している理由をご記入ください。

2) 社会福祉主事の資格がない職員数(2025年4月現在)

社会福祉主事の 資格がない職員数	正規職員	非正規職員
	0 人	0 人

3) 1ケースワーカー当たりの世帯数・人数

	世帯数	人数
2024年4月現在	79.1 世帯	99.3 人
2025年4月現在	81.4 世帯	101.6 人

4) 専門職としての採用(2025年4月現在)

専門職としての採用がありますか。 ()あり (○)なし

5) 生活保護担当部署に配置されている会計年度任用職員について

職種	フル・パートの別	人数
就労支援員	パート	1 人
処遇困難支援員	パート	1 人
()		人

(2) 生活困窮者支援 担当課(地域福祉課)電話(0533-89-2319)FAX(0533-89-2137)

メールアドレス(chiikifukushi@city.toyokawa.lg.jp)

※市民向けのパンフレットがあれば添付してください。

①実施方法

	実施	運営方法	事業所数	委託先
自立相談支援		直営	1	
住居確保給付金窓口		直営	1	
シェルター(一時生活支援)	実施	直営	1	
地域居住支援	未実施	-	-	
就労準備支援	実施	委託	1	社会福祉法人
就労訓練	未実施	-	-	
家計改善支援	実施	直営	1	
子どもの学習・生活支援	実施	委託	1	シルバー人材センター
町村の相談支援		-		-
その他()				

※実施には、「実施」「未実施」「実施予定」の別を記入ください

※運営方法は「直営」「委託」「直営+委託」「借上」の別を記入ください

※委託先は「社協」「社会福祉法人」「NPO法人」「一般社団(財団)法人」「株式会社」「生協」など種別を記入ください。複数ある場合は複数記入ください。

②実施状況

		2023年度	2024年度
新規相談受付件数		307	313
プラン作成件数		53	77
就労支援対象者数		35	60
事業等 利用 件数	住居確保給付金	10	14
	シェルター(一時生活支援)	3	4
	地域居住支援	-	-
	就労準備支援	7	6
	就労訓練	-	-
	家計改善支援	2	4
	子どもの学習・生活支援	30	38
	町村の相談支援		-
その他()			

(3) 低所得世帯等へのエアコン助成 担当課(地域福祉課)電話(0533-89-2319)

FAX(0533-89-2137) メールアドレス(chiikifukushi@city.toyokawa.lg.jp)

①自治体独自の低所得世帯・高齢者世帯等へのエアコン購入費助成事業がありますか。

※国の住宅省エネキャンペーン、子育てグリーン住宅支援などは除く。

()ある (○)ない ()検討中

②ある場合は、実施内容(対象者、助成額、助成実績)をご記入ください。

対象者	助成の有無	助成額	助成実績(件)
生活保護利用世帯			
高齢者世帯			
住民税非課税世帯			
その他()			

4. 福祉医療など 担当課(保険年金課)電話(0533-89-2164)FAX(0533-89-2172)
メールアドレス(hokennenkin@city.toyokawa.lg.jp)

(1)福祉医療(子ども・障害者・ひとり親・高齢者の医療費助成制度)について、2024年4月1日以降、制度(助成内容・対象範囲・対象要件・自己負担・支払方法など)を改定(予定を含む)していますか。

※該当項目に○印を付してください。

福祉医療の種類	改定なし	改定あり	改定予定あり
子ども医療費助成制度	○		
障害者医療費助成制度	○		
精神障害者医療費助成制度	○		
ひとり親医療費助成制度	○		
後期高齢者福祉医療費給付制度	○		
妊産婦医療費助成制度			

(2)前記(1)の質問で「改定あり」、「改定予定あり」の場合、実施年月日・改定内容をご記入ください。

(実施年月日)
(改定内容)

5. 子育て支援策 担当課(子育て支援課)電話(0533-89-2133)FAX(0533-89-2137)
メールアドレス(kosodatechien@city.toyokawa.lg.jp)
担当課(学校教育課)電話(0533-88-8033)FAX(0533-88-8037)
メールアドレス(gakokyoiku@city.toyokawa.lg.jp)
担当課(学校給食課)電話(0533-86-7601)FAX(0533-84-4547)
メールアドレス(kyushoku@city.toyokawa.lg.jp)
担当課(保育課)電話(0533-89-2274)FAX(0533-89-2269)
メールアドレス(hoiku@city.toyokawa.lg.jp)
担当課(地域福祉課)電話(0533-89-2151)FAX(0533-89-2137)
メールアドレス(chiikifukushi@city.toyokawa.lg.jp)

(1)子どもの権利を守る施策

①教育・学習支援 (○)実施 ()未実施 **[地域福祉課]**

	2024年度実績	2025年度予算
カ所数	1カ所	1カ所
人数	人	人
実施時期(○月～○月等)	令和6年4月～令和7年3月	令和7年4月～令和8年3月
実施日・回数等	毎週月・木(年末年始等除く)	毎週月・木(年末年始等除く)
対象者の学年	中学2年生～中学3年生	中学2年生～中学3年生

※実施している場合の具体的な内容や対象者の要件等をご記入ください。

生活困窮者世帯の中学2、3年生を対象

②「無料塾」、「こども食堂」への支援 **【子育て支援課】**

1)「無料塾」への支援 ()実施 (○)未実施

2024年度実績 ()カ所()人、決算額()円

2025年度予算 ()カ所()人、予算額()円

※支援内容を具体的にご記入ください。

--

2)「こども食堂」への支援 ()実施 ()未実施

2024年度実績 (12)カ所 (2,295)人、決算額(571,150)円

2025年度予算 (14)カ所 (3,360)人、予算額(840,000)円

※支援内容を具体的にご記入ください。

補助金の交付（上限年額 60,000円／1カ所）

③こども家庭センターについて **【子育て支援課】**

1)こども家庭センターの設置状況 (○)設置済み ()設置を検討中 ()設置しない

2)こども家庭センターを設置している場合の状況

設置カ所数()カ所 設置場所()

職員体制	人数(人)	任用形態	専任・兼務	所持している資格
センター長	1	①	専任・兼務	
統括支援員	1	①	専任・兼務	
子ども家庭支援員	5	①1人、③1人、⑧3人	専任・兼務	
虐待対応専門員	2	①	専任・兼務	
保健師	6	①2人 ⑧4人	専任・兼務	
心理担当職員	1	①	専任・兼務	
その他()	5	①2人 ⑧3人	専任・兼務	

※任用形態は①正規職員、②フルタイム再任用職員、③短時間再任用職員、④任期付職員、⑤短時間任期付職員、⑥臨時職員、⑦フルタイム会計年度任用職員、⑧パートタイム会計年度任用職員、⑩その他、から選択してご記入ください。

④要保護児童対策地域協議会について **【子育て支援課】**

1)要保護児童対策地域協議会の設置状況 (○)設置している ()設置していない

2)要保護児童対策地域協議会を設置している場合の状況

設置カ所数(1)カ所 設置場所(豊川市役所)

職員体制 全体(8)人 うち正規職員(7)人 →うち専任()人・兼任(7)人

正規職員以外(1)人 →うち専任()人・兼任(1)人

(2)就学援助 **【学校教育課】**

※就学援助に関する保護者向けの案内文書を添付してください。

①就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2024年度	2025年度
受給者数	1359 人	1367 人
受給割合	8.9%	9.1%
支給額	89474 円	94962 円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。

※2025年度の支給額は見込額をご記入ください。

②就学援助の認定対象基準をご記入ください。→ 2024年4月以降の変更は ()ある (○)ない

生活保護基準額の(1.27)倍
※上記生活保護基準に含まれているものに○印を付してください。
(○)生活扶助(基準生活費+加算)、()住宅扶助(家賃)、(○)教育扶助、
(○)前記以外に追加しているもの(ひとり親加算、障害者加算)

③就学援助の対象となる所得基準額(年額)をご記入ください。

・2人家族(母就労30歳代、子ども小学生の場合) … (2,011,832)円

・4人家族(父母とも就労30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … (2,762,859)円

④申請書の受付先 ()市町村窓口 ()学校 (○)窓口と学校のどちらも可

- ⑤就学援助の項目 → 2024年4月以降の変更は ()ある (○)ない
 (○)学用品費 ()体育実技用具費 ()入学準備金 (○)通学用品費 ()通学費
 (○)修学旅行費 ()クラブ活動費 ()生徒会費 ()PTA会費 ()給食費
 ()校外活動費(宿泊を伴わないもの) (○)校外活動費(宿泊を伴うもの)
 ()めがね・コンタクトレンズ ()卒業記念品 ()オンライン学習通信費
 (○)その他(新入学児童生徒学用品費(就学予定者)・医療費)

- ⑥日本スポーツ振興センター掛け金
 (○)就学援助の対象としている
 ()すべての児童の掛け金を公費助成している
 ()就学援助の対象とせず、すべての児童の掛け金の公費助成も行っていない

(3)給食費の補助・減免(就学援助家庭への減免は除く)

①学校給食費について【学校給食課】

- 1)一般財源により市町村独自の補助・減免を行っていますか。(例:半額補助、第2子以降無料など)
 → 2024年4月以降の変更は (○)ある ()ない
 ()徴収していない (○)補助・減免を行っている ()検討中 ()行っていない
 ※徴収していない、または補助・減免を行っている場合は、具体的な内容をご記入ください。

**令和4年7月から食材費の高騰分として1食あたり、小学校15円、中学校15円を、令和5年7月からは、小学校25円、中学校30円を、令和6年4月からは小学校35円、中学校40円を、令和7年7月からは小学校70円、中学校80円を市が負担しています。
 保護者負担額は1食あたり、小学校245円、中学校275円に据え置いています。**

- 2)重点支援地方交付金を活用した時限的な補助・減免を行っていますか。
 ()補助・減免を行っている ()検討中 (○)行っていない
 ※補助・減免を行っている場合は、具体的な期間・内容をご記入ください。

(実施期間) 年 月～ 年 月
 (実施内容)

②保育施設等の給食費について【保育課】

- 1)一般財源により国基準を上回る市町村独自の補助・減免を行っていますか。
 → 2024年4月以降の変更は ()ある (○)ない
 (○)徴収していない ()補助・減免を行っている ()検討中 ()行っていない
 ※徴収していない、または補助・減免を行っている場合は、具体的な内容をご記入ください。

子育て世帯の経済的負担軽減を図り、子育てしやすい環境づくりを推進していくため、令和6年度から市内に住所を有し、保育園、認定こども園、幼稚園に通う満3歳児から5歳児の児童1人あたり月額5,500円(年額66,000円)を上限に給食費を無料としています。

- 2)重点支援地方交付金を活用した時限的な補助・減免を行っていますか。
 ()補助・減免を行っている ()検討中 (○)行っていない
 ※補助・減免を行っている場合は、具体的な期間・内容をご記入ください。

(実施期間) 年 月～ 年 月
 (実施内容)

(4)保育【保育課】

①保育施設の数(2025年4月1日現在)

保育施設の種類		施設数	
		公立施設	私立施設
認可保育所 ※保育所型認定こども園・へき地保育所を含む		21	24
認定こども園	幼保連携型		3
	幼稚園型		

(○)認可保育所 (○)小規模保育事業 ()企業主導型保育事業 (○)認可外保育所
 ※訪問している場合、その理由や目的(職員からの聞き取り、保育の指導、状況把握等)、訪問者などをご記入ください。

指導保育士が保育の指導や園の状況把握など公立の保育所を適宜訪問しています。また、特別な事情がある場合は民間保育所等に対しても指導保育士と市職員が訪問しています。

⑤保育施設におけるスポットワーク(いわゆるスキマバイト)の利用を把握していますか。

()している → ()カ所の施設で利用している (○)していない

1)把握している場合、その把握方法を具体的にご記入ください。

2)把握している場合、以下の状況があった際に指導・指摘等の対象としていますか。

()スポットワークの保育士を最低基準上の保育士定数の一部に充てている場合

()組・グループの保育をスポットワークの保育士のみで行っている場合

()スポットワークの保育士を長期かつ継続的に利用している場合

()その他()の場合 ()特にしていない

⑥保育士の離職防止や保育士確保のために市町村独自の施策や工夫を行っていますか。

(○)市町村独自のとりくみを行っている ()特に行っていない

※市町村独自のとりくみを行っている場合、その内容について具体的にご記入ください。

本市の保育の魅力を発信し、未来の保育者の発掘及び育成を行うため、保育者養成校の学生や保育に興味がある高校生、潜在保育者を対象にイベントを開催しています。また、初任保育士の育成及び質の向上、離職防止を図るため、2年目の保育士を対象に公開保育の研修を実施しています。

⑦乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施状況(予定含む)について

1)実施施設 ※該当する全部を選択してください。

(○)公立保育園・認定こども園・幼稚園 ()民間保育園・認定こども園・幼稚園

()小規模保育事業所 ()家庭的保育事業所 ()地域子育て支援拠点

()児童発達支援センター ()その他() ()検討段階にない

2)実施方法 ※該当する全部を選択してください。

()一般型(在園児合同) ()一般型(専用室独立実施) (○)余裕活用型

()検討段階にない

3)職員配置

()正規保育士を配置 (○)非正規保育士を配置 ()保育従事者を配置

()現体制のまま実施 ()検討段階にない

4)事業に対する指導監査・勧告・命令等について

()新たに人員を配置 ()外部委託 ()その他()

(○)検討段階にない

5)乳児の対象地域

()限定する ()検討中 ()限定しない (○)検討段階にない

6)その他、自治体独自で実施・検討していることなどあれば具体的にご記入ください。

乳児等通園支援事業については、現在2園の公立保育において試行的事業を実施しています。今後、令和8年度の本格実施に向けて試行的事業で抽出する課題等を検討していきます。

6. 障害者施策 担当課(障害福祉課)電話(0533-89-2131)FAX(0533-89-2137)

メールアドレス(shogaifukushi@city.toyokawa.lg.jp)

(1)自治体独自の障害者手当 → 2024年4月以降の変更は ()ある (○)ない

①自治体独自の障害者手当を支給していますか (○)支給している ()支給していない

②支給している場合、2025年4月現在の内容をご記入ください。

手当の事業名	豊川市障害者のしあわせを高める手当
支給者数	2024年度実績 8,424人
手当額	※月額または年額のいずれかをご記入ください

	月額 (最低)1,000 円 ~ (最高)3,000 円 年額 (最低) 円 ~ (最高) 円
支給対象者	1 豊川市の区域内に住所を有する方 2 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 3 施設に入所されていない方

(2) 入所施設 ※複数施設の待機者は、名寄せしてご記入ください。

	2024年7月現在	2025年7月現在	対前年比(%)
入所施設設置数	3	3	100.00
入所待機者数	40	23	57.50
施設入所支援決定者数	155	145	93.55

(3) グループホーム

		2024年7月現在	2025年7月現在	対前年比(%)
グループホーム設置数		24	27	112.50
共同生活援助支給決定数		314	390	124.20
日中サービス支援型共同生活援助事業所数		4	6	150.00
グループホームの運営法人	1) 公営	0	0	0
	2) 社会福祉法人	6	6	100.00
	3) 非営利活動法人	7	7	100.00
	4) 営利法人	11	14	127.27

(4) 訪問系各サービス

① 訪問系各サービスの支給状況

サービス	支給者数(人)			最多支給時間数	平均支給時間数
	2024年7月現在	2025年7月現在	前年同月比(%)	2025年7月現在	2025年7月現在
居宅介護	479	488	101.88	325	25.60
重度訪問介護	10	10	100.00	1,148	486.25
行動援護	29	31	106.90	100	22.10
同行援護	42	48	114.29	120	36.17

地域生活支援事業

移動支援	330	361	109.39	110	15.15
------	-----	-----	--------	-----	-------

※最多支給時間は2025年7月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

② 移動支援の報酬単価について

1) 2025年度 1時間あたりの報酬単価(4,110 円)

(○)引き上げた ()引き下げた ()変更していない

2) 2026年度

()引き上げる予定 ()引き下げる予定 (○)変更しない予定

※上記1)、2)の改定にあたって参考にしたことがあればご記入ください。

居宅介護サービス費(通院等介助)の基本報酬

(5) 短期入所

短期入所支給者数			最多支給日数	平均支給日数	年間180日以上利用可とする支給者数	
2024年7月現在	2025年7月現在	前年同月比(%)			2024年7月現在	2025年7月現在
354	365	103.11	30	7.54	27	29

(6) 介護保険利用を優先することについて

① 要介護認定の申請をせず、障害福祉サービスの更新申請の受理について。

() 受理する () 受理しない (○) その他
 受理しない場合、その理由

- () 介護保険の利用申請は必須である。
 () 要介護認定の申請をしない理由がない。

- ② 要介護認定の申請をしない場合(介護保険を利用しない)、障害福祉サービスの継続利用について
 () 65歳の誕生日前日をもって介護保険に相当する障害福祉サービスは打ち切る
 () 65歳の誕生日前日をもって支給決定していた障害福祉サービスはすべて失効する
 (○) 介護保険の利用申請をしないことを理由に障害福祉サービスを打ち切ることはない
 その際の支給期間数()カ月

(7) 障害者・児虐待について

	養護者による障害者・児虐待		障害者・児福祉施設従事者等による障害者虐待	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
市町村等への相談・通報件数	31	37	18	20
市町村等による虐待判断件数	3	15	4	4
被虐待者数	3	15	13	4

(8) やむを得ない事由による身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法の措置

※2024年度措置件数

やむを得ない事由	療養介護等件数 (身障第18条2項 知障16条1項2号)	居宅介護等件数 (身障18条1項 知障15 条の4 児福21条の6)
虐待	0	0
認知症	0	0
その他()	0	0

7. 任意予防接種の助成 担当課(保健センター)電話(0533-89-0610)FAX(0533-89-5960)
 メールアドレス(hokens@city.toyokawa.lg.jp)

(1) 次のワクチンの助成を実施している場合、それぞれの助成内容をご記入ください。

ワクチンの種類	対象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または予定年月
おたふくかぜ	1歳以上2歳未満 ※おたふくかぜに罹ったことがある方を除く	2,000円	医療機関による	H29.4.1から
子どものインフルエンザ		円	円	
HPVワクチン(18歳以下の男性)	小学校6年生から高校1年生相当の男子	14,000円 ×3回	医療機関による	R7.4.1から
RSウイルスワクチン		円	円	

(2) 高齢者用肺炎球菌ワクチン・带状疱疹ワクチン

① 高齢者用肺炎球菌ワクチン・带状疱疹ワクチン助成について、定期・任意それぞれの助成内容をご記入ください。

ワクチンの種類	対象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または予定年月	
高齢者用肺炎球菌	(定期)	・ 65歳 ・ 60歳以上65歳未満で 身体障害者手帳1級を有する方	6,550円 (減免なし) 8,550円 (減免あり)	2,000円 ※市民税非課税世帯等0円(減免)	
	(任意)		円	円	
带状疱疹ワクチン	(定期)	・ 年度末年齢が65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳	・ 生ワクチン 5,811円(減免ありは)	・ 生ワクチン 3,000円 ・ 不活化ワクチン	

		00歳以上の方 ・60歳以上65歳未満で ヒト免疫不全ウイルスにより 免疫の機能に障害を有する方	8,811円) ・不活化ワクチン 14,011円 (減免ありは22,011円)	7,800円 ※市民税非課税世帯等0円(減免)	
	(任意)	50歳以上 (過去にこの制度を利用した方、 令和7年度に定期接種の対象となる方は除く)	生ワクチン3,000円 ・不活化ワクチン10,000円	医療機関による	

②高齢者肺炎球菌ワクチンの2回目の任意予防接種を実施していますか。

()実施している → ()1回目を助成していない人が対象 ()1回目を助成した人も対象
(○)実施していない ()検討中

8. 健診事業 担当課(保健センター)電話(0533-89-0610)FAX(0533-89-5960)
メールアドレス(hokens@city.toyokawa.lg.jp)

(1)産婦健診を何回実施していますか。回数と開始年月をご記入ください。

平成27年4月から1回実施していましたが、令和6年度から2回実施になりました。

(2)5歳児健診を実施していますか。

()実施(予定)している … 開始(予定)年月()年()月
(○)実施していない

9. 地域の保健・医療 担当課(保健センター)電話(0533-89-0610)FAX(0533-89-5960)
メールアドレス(hokens@city.toyokawa.lg.jp)
担当課(市民病院庶務課)電話(0533-86-1111)FAX(0533-84-1327)
メールアドレス(byoinshomu@city.toyokawa.lg.jp)

(1)地域の公立公的病院の病床数の変更予定 ()ある ()ない

※ある場合、具体的にご記入ください。

(2)自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策や奨学金制度の内容についてご記入ください。

確保対策:

【市民病院】

看護師の就労支援として、2交代勤務や夜勤専従の導入、院内保育所の開設等を実施しています。また、令和4年2月から看護職員の処遇改善として給与のベースアップを実施しているほか、令和6年4月からはベースアップ評価料を活用した医療従事者の賃上げにも取り組んでいます。

奨学金制度:

【市民病院】

助産師の養成施設に在学する方が、将来、当院において勤務する希望がある場合に限り、学費の一部を「豊川市病院事業助産師修学資金」として貸し付け、資格の取得を支援。

【保健センター】看護師等修学資金貸付金制度・・・看護師、准看護師及び歯科衛生士の養成施設に在学し、将来、市内の医療施設に看護師等として従事しようとする方に対し、看護師、歯科衛生士は月4万円、准看護師は月1万5千円の修学資金を貸与する制度。

【3】国または愛知県に対して市町村独自に提出した意見書の項目と提出年月日をご記入ください。

※各課対象があれば記入してください

※2024年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書の種類	提出年月日
国	①国民健康保険の国庫負担引き上げ等を求める意見書	年 月 日
	②安心できる年金制度を求める意見書	年 月 日
	③介護保険制度の改善を求める意見書	年 月 日
	④介護従事者の労働環境の改善を求める意見書	年 月 日
	⑤加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を求める意見書	年 月 日
	⑥子どもの医療費無料制度創設を求める意見書	年 月 日
	⑦小中学校の給食費無償化を求める意見書	年 月 日
	⑧障害者・児の「暮らしの場」の拡充を求める意見書	年 月 日
	⑨医療・介護・福祉・保育等への支援を求める意見書	年 月 日
県	①国民健康保険への支援を求める意見書	年 月 日
	②加齢性難聴者に対する補聴器購入の補助制度の新設を求める意見書	年 月 日
	③子ども医療費助成制度の拡充を求める意見書	年 月 日
	④学校給食費無償化のための補助制度の新設を求める意見書	年 月 日
	⑤地域に必要な病床を確保し、感染症病床の増床を求める意見書	年 月 日
	⑥医療・介護・福祉等で働く職員の処遇改善、人材確保を求める意見書	年 月 日

※2024年9月以降に【2】に関する国または県に提出した意見書の写しを添付してください。

☆ご協力ありがとうございました。